

1 介護保険について

(1) 介護保険制度について

介護保険制度の目的は、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者・要支援者に必要な介護サービスについて、国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保険給付を行い、国民の保険医療福祉の向上を図ることです。

- ・介護保険法（平成9年12月17日・法律第123号制定 平成12年4月1日施行）
- ・介護保険法施行法（平成9年12月17日公布 平成12年4月1日施行）

(2) 介護保険法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(3) 法令遵守について

① 介護保険制度における法令遵守の考え方

介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費（税金等）により運営する、公的な性格の非常に強い制度です。このため、サービス提供を担う事業者は、基準を守った適正なサービス提供だけでなく、法令の自主的な遵守が求められます。

基準（厚生労働省令）	基準について（解釈通知）
指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第37号）	指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに関する基準について（平成11年9月17日 老企第25号）
指定居宅介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第35号）	
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第38号）	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年 老企第22号）

②介護保険制度における法令遵守のためのしくみ

ア 業務管理体制

平成 20 年の介護保険法改正により、平成 21 年 5 月 1 日から、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

a 事業者が整備する業務管理体制

（介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 39）

業務管理体制整備の内容	事業所の数		
	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
法令遵守責任者の選任 （法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者）	必要	必要	必要
法令遵守規程の整備 （業務が法令に適合することを確保するための規定）	—	必要	必要
業務執行状況の監査 （業務が法令に適合することを確保するための規定）	—	—	必要

注 事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除いてください。

みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

b 届出書に記載すべき事項（介護保険法施行規則第 140 条の 40）

届出事項	事業所の数		
	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
[1]事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	必要	必要	必要
[2]「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	必要	必要	必要
[3]「法令遵守規程」の概要（注 1）	—	必要	必要
[4]「業務執行の状況の監査」の方法の概要（注 2）	—	—	必要

（注 1）「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注2) 「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

c 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先
(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

区分	届出先
[1] 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
上記以外の事業者(注)	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
[2] 指定事業所又は施設が大阪市のみに所在する	大阪市長 (福祉局高齢者施策部介護保険課)
[3] 上記以外の事業者 但し、指定事業所又は施設が堺市のみに所在する事業者を除く	大阪府知事 (福祉部高齢介護室介護事業者課)

※届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

d 届出内容及び提出期限

(介護保険法第115条の32第2項、3項、4項)

届出が必要となる事由	提出期限
新規に業務管理体制を整備した場合	遅滞なく
業務管理体制を届け出た後、事業所の指定や廃止に伴い、事業展開地域に変更があったため、届出先区分の変更が生じた場合【例：大阪市→大阪府など】 ※変更前後の行政機関の双方へ届出して下さい。	遅滞なく
届出事項に変更があった場合 ※但し、次のような場合は変更の届出は不要です	遅滞なく

・事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規定の字句の修正など、業務管理体制に影響のない軽微な変更の場合	
--	--

【提出方法】

- ・郵送にて提出して下さい。
- ・返信用封筒（定型封筒に返信に必要な額の切手を貼付したもの）を同封頂ければ、收受印を押印した届出の写しを返送させていただきます。

【提出先】

〒541-0055

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号

船場センタービル7号館3階

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 指定・指導グループ

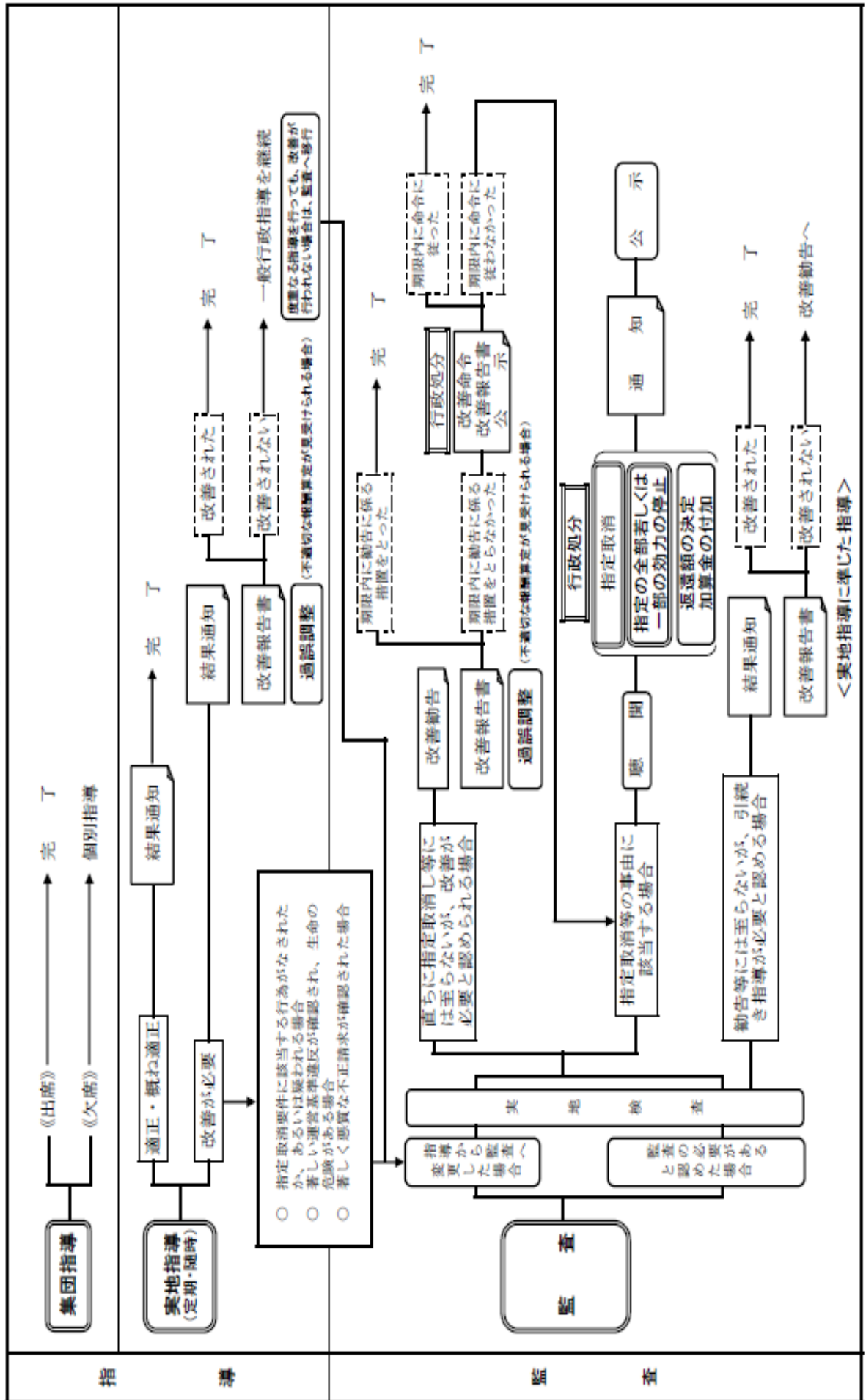
イ 指導監督

- a 事業所の適正な運営の実施を確保するために、都・区市町村は指導監督を行います。サービスの質の向上や適正な介護報酬の請求の観点から、健全な事業者の育成のための支援に主眼をおいた「指導」（介護保険法第23条、第24条）
- ・ 集団指導
 - ・ 実地指導

- b 指定基準違反・不正請求等に対する「監査」
 （介護保険法第76条、第83条、第115条の7）

「監査」は、利用者等からの苦情相談に基づく情報等により、事業者の指定基準違反や不正請求が疑われるとき、その確認と行政上の措置が必要である場合に実施します。「監査」の結果、改善すべき事項がある場合等は、以下の措置がとられます。

本市指定事業者に対する指導及び監査フロー図



(4) 基準について

- ・大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(大阪市条例 26 号)

- ・指定居宅介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(大阪市条例 31 号)

- ・大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(大阪市条例 20 号)

- ・大阪市訪問型サービス（第 1 号訪問事業）の人員、設備及び運営に関する基準を定める

要綱

- ・大阪市通所型サービス（第 1 号通所事業）の人員、設備及び運営に関する基準を定める

要綱

● 条例（事業の人員・設備・運営の基準）

指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものです。指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

● 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合

- ・指定居宅サービスの指定又は更新は受けられません。
- ・すでに指定を受けている事業所が基準を満たさなくなった場合、事業の休止又は廃止が必要です。

● 用語について

「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 3 2 時間を下回る時間数を定められている場合は 3 2 時間を基本とする。）に達する勤務体制を定められていることをいうものです。

（※雇用形態ではなく、勤務時間で判断します。）

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。

「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 3 2 時間を下回る時間数を定められている場合は、3 2 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。

「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数です。なお、従業者 1 人につき、勤務延時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

ア 人員基準

⇒サービス提供を行う前提として、常に満たすことが必要です
(満たせなくなった場合⇒事業の休止・廃止の手続き)

イ 設備基準

⇒サービス提供を行う前提として、常に満たすことが必要です
(満たせなくなった場合⇒定員変更、あるいは事業の休止・廃止)

ウ 運営基準

⇒サービス提供の実際について定めた基準

事業所は、常に適正な事業運営と、サービスの質の向上に努めなければなりません。

○管理者の責務

○管理者の配置基準

○運営規程

指定介護サービスの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な介護サービスの提供を確保するため、基準に掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定介護サービス事業所ごとに義務づけています。運営規程の内容を変更する場合は、変更届が必要です。別冊「申請書等の記載例」参照。

運営規程に定める利用料については、介護報酬が変更となった場合は、運営規程の変更が必要です。規程の内容を変更した場合は、必ず附則に変更年月日を記載してください。

○重要事項説明書

運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

○勤務体制の確保について

①事業所ごとに勤務体制を定められていることを確認するために、実態のわかるものの整備が必要です。月ごとの勤務表（予定）を作成し、タイムカード等で勤務状況（実績）を記録してください。従業者ごとの職務の内容等も記録してください。（業務日誌等）

②事業所の従業者からのサービス提供でなければいけません。事業所の従業者とは、雇用契約等により当該事業所の管理者の指揮命令下にある者を指し、事業所の従業者からのサービス提供でなければなりません。別の法人等へサービス提供の業務委託を行うことは、基準違反です。（サービスによって、解釈通知の記載内容が異なります。）

③事業所の従業者の資質向上のため、外部の研修機関や行政（保険者等）の行う研修、事業所内部における研修など、研修の機会を確保しなければなりません。

○介護サービスの計画の作成

①計画書の作成

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければなりません。

②計画書の作成者

計画書の作成者は、サービスによって異なります。

○サービス提供の記録

①サービス提供の具体的な内容を記録することが必要です。

〔最低限記録すべき内容〕

・提供日、提供時間・提供した具体的なサービス内容・利用者の心身の状況

・その他必要な事項

②記録の提供

利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法）により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

③記録の保存

提供した具体的なサービスの内容等の記録は、利用者へのサービス提供の日から起算して5年間保存しなければなりません。

○揭示

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項、苦情処理の概要を掲示しなければなりません。

○衛生管理

指定介護サービス事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めなければなりません。特に事業者は、職員等が感染源となることを予防するとともに、感染の危険から守る為の対策を講じる必要があります。

○提供拒否の禁止

原則として、利用者からの利用申込みを拒むことはできません。提供を拒むことのできる正当な理由として認められるのは、

①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合

以上の他、利用申込者に対し、自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合です。

⇒提供できない場合には、単に断るだけではなく、当該利用者の居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業所の紹介その他必要な措置を行わなければなりません。

○緊急時等の対応

事業所の従業員が現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。マニュアル、緊急連絡網等は、事業所の実態に合わせて作成してください。

○事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければなりません。なお、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。

対応マニュアル、緊急連絡網等は、事業所の実態に合ったものを作成してください。

事故が起こった時には、該当保険者に報告が必要です。保険者ごとに報告様式、報告方法が定められていますので、ご確認ください。

○苦情・事故処理

相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしなければなりません。また、利用申込者又はその家族

にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示することが定められています。事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。

○記録の保存

利用者に対するサービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者へのサービス提供の日から5年間保存しなければなりません。

- ①訪問介護等計画
- ②具体的なサービスの内容等の記録
- ③保険給付の適正化の観点からの市町村への通知に係る記録
- ④苦情の内容等の記録
- ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

○地域との連携

事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなりません。

○秘密の保持

①秘密の保持（秘密を保持する体制の構築）

「秘密」とは、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を指します。訪問介護員等その他の従業者が、雇用されている時だけでなく、退職後においても「秘密」を保持すべき旨を、雇用契約時に誓約させるなどし、例えばこれに反した場合の違約金についての定めをおくなどの措置を講じることが定められています。

②利用者の個人情報について

利用者またはその家族の個人情報は、限定された事項・目的について、あらかじめ同意を得た場合にのみ、利用することを取り決めます。

エ 介護報酬について

介護報酬の算定にあたっては、告示等に示されている算定要件を満たしていることが必要です。（算定要件については、国から通知やQ&Aが多数示されているので、インターネット等で確認してください。）

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）
指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）	
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）	
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）	

なお、第1号事業支給費の算定にあたっては、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施

要項別表第2に定めるほか、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の

制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号・老振発第

0317001号・老老発第0317001号)に準ずるものとする。

○算定上における端数処理について

居宅サービス単位数表に関する通則事項：平成12年3月1日第36号

(5)その他

他法の届出

- ・生活保護法のみなし指定について
平成26年7月より、介護保険法上の指定・許可を受けた事業所は、生活保護法上の指定介護機関の指定があったものとみなされます。
- ・障害者総合支援法
障害者総合支援法の適用を受ける人に対してサービスを提供する場合は、別に指定が必要となります。

<参考>

●大阪市ホームページ

指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者、指定第1号事業者の指定手続き

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000416069.html>

変更等の各種届出の取扱いについて

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000199860.html>

指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定関係様式集

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000344639.html>

「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業」に関すること

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000392348.html>

●大阪府

指定居宅サービス事業者のページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kaigo/>

(事業者様式ライブラリーに重要事項説明書のモデル様式が掲載されています。)

●厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/>

介護サービス関係Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureishu/qa/index.html

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

同ガイダンスQ&A(事例集)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

2 指定申請書類の提出について

(1)指定申請予約について

大阪市行政オンラインシステムより予約をお願いします。また、指定申請予約日の確定は、当課より郵送にてお知らせいたします。

指定を受けるにあたっては、指定申請受付期間内に申請書類を提出し、「受理」されることが必要です。

書類に不備があり、補正を必要とする場合は、初回申請時に「受付証」を交付しますが、「受理」ではありませんのでご注意ください。補正完了したものについて「受理」します。

(2) 指定申請審査事務手数料について

平成 26 年 10 月 1 日以降の新規指定申請について、審査事務手数料を徴収しません。(11 ページ参照)

指定申請予約日のお知らせに納入通知書を同封しますので、予約日までに納付してください。

3 指定を受けるための要件について

指定はサービスの種類及び事業を実施する所在地ごとに受けなければなりません。

また、指定を受けるためには、以下の条件を満たしてなければなりません。

(1) 法人であり、定款の目的欄に当該事業に関する記載のあること。

①株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

(定款の目的欄への記載例)

- 訪問介護を行う場合：介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - 第 1 号事業を行う場合：介護保険法に基づく第一号事業
 - 夜間対応型訪問介護を行う場合：介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - 居宅介護支援を行う場合：介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - 介護予防サービスを行う場合：介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - 地域密着型介護予防サービスを行う場合：介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- など

※ 以上の記載がない場合は、あらかじめ定款及び登記の変更手続きを完了させておいてください。

なお、「介護保険法に基づく訪問介護事業、介護保険法に基づく第 1 号訪問事業」など、具体名称を記載する方法でも構いません。

②医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談の上、**指定申請期間内**に手続きを完了させてください。

なお、登記の変更手続きについても併せて、**指定申請期間内**に手続きを完了させてください。

(2) 大阪市条例に定める事業の人員、設備及び運営基準を満たしていること。

①居宅サービス事業の場合

「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 25 年 3 月 4 日大阪市条例第 26 号)に定める基準及び員数を満たしていること。

②介護予防サービス事業の場合

「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実地要綱」並びに「大阪市訪問型

サービス（第1号訪問事業）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第31号）に定める基準及び員数を満たしていること。

③第1号訪問事業の場合

「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」並びに「大阪市訪問型サービス（第1号訪問事業）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定める基準及び員数を満たしていること。

(3) 居宅サービスと介護予防サービス又は第1号事業を同時に行う場合

居宅サービスと介護予防サービスは第1号事業を同一事業所で同時に事業を実施することができます。この場合、居宅サービスの人員基準、設備基準を満たしていれば、介護予防サービス又は第1号事業の人員基準、設備基準を満たしたものとします。

(4) 居宅サービスと介護予防サービス又は第1号事業の事業所名称

大阪市で指定を受ける場合、類似名称使用の混乱を避けるため、居宅サービスと対をなす介護予防サービス又は第1号事業では同一名称に統一して申請してください。

(5) 事業所名称について

既に他法人で指定を受け使用されている名称がないか、事前に「介護サービス情報公表システム」等で確認のうえ申請して下さい。

(6) その他

①指定申請は、事業を実施できる体制が整っている状態で申請してください。

②申請書は、正副の2部作成してください。（提出用・事業所保管用）

③事業譲渡や法人の合併により申請者（事業運営法人）が変わる場合、事業を譲渡する法人は廃止届が、事業を引き継ぐ法人は新規指定申請が必要です。

④病院・診療所・整骨院等の医療区画の中で介護事業を行う場合

→医療区画として届出しているところではその他の事業はできません。申請前に、医療区画の届出先に確認をしてください。

⑤有料老人ホーム内・サービス付高齢者向住宅内での介護事業を行う場合

有料老人ホーム等としての届出内容に支障がないかどうか届出先に確認してください。

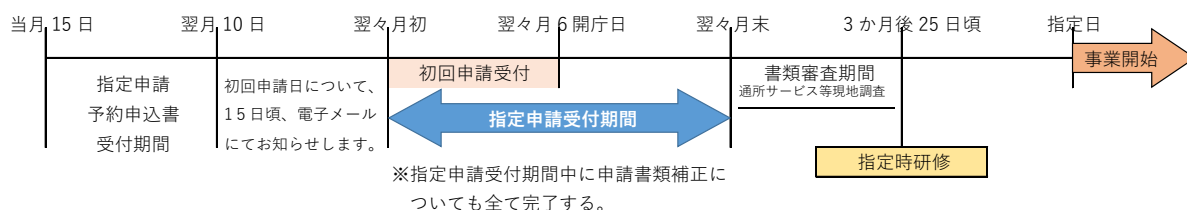
⑥特別養護老人ホーム内での介護事業を行う場合

特別養護老人ホームとしての届出内容（補助金等含む）に支障がないかどうか所管庁に確認してください。

⑦自宅内で介護事業を行う場合

位置や構造によっては指定できない場合がありますので、自宅内での開設をお考えの場合は必ず事前に介護保険課（指定・指導グループ）にご相談ください。

<参考>事業開始までの流れ



新規申請事務審査手数料について

サービス種別	手数料	
	新規	更新
○居宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護	1件につき 30,000円	1件につき 10,000円
○介護予防サービス 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護	1件につき 30,000円	1件につき 10,000円
○第1号事業 介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービス、介護予防型通所サービス、短時間型通所サービス、選択型通所サービス	1件につき 30,000円	1件につき 10,000円

サービス種別	手数料	
	新規	更新
●居宅介護支援	1件につき 30,000円	1件につき 10,000円

申請の種類	手数料	
	新規	更新
◎同一の事業所において一体的に運営される指定居宅サービスと指定介護予防サービス、指定第1号事業を同時に申請する場合	35,000円	10,000円

算定の例

例1) 訪問介護＋介護予防型訪問サービスを同時に新規申請する場合	35,000円	
例2) 訪問介護＋介護予防型訪問サービス＋居宅介護支援を同時に新規申請する場合	65,000円	(35,000円＋30,000円)
例3) 訪問看護＋介護予防訪問看護＋居宅療養管理指導＋介護予防居宅療養管理指導を同時に新規申請する場合	70,000円	(35,000円＋35,000円)
例4) 福祉用具貸与＋介護予防福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋特定介護予防福祉用具販売を同時に新規申請する場合	70,000円	(35,000円＋35,000円)
例5) 通所介護＋介護予防型通所サービス＋選択型通所サービスを同時に新規申請する場合	35,000円	

※（注意）初回申請受付時より事務審査手数料が必要となります。